

平成24年度予算編成方針

第1 本市の財政状況と平成24年度の見通し

我が国は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と世界的な金融経済危機の2つの危機に直面していることに加え、毎年度、巨額の財政赤字を計上し、公的債務残高が増加し続けている。また、地方においても、少子高齢化が進行する中で社会保障関係経費が増加するとともに、これまで景気対策などに多額の地方債を発行してきたことなどにより、財政構造の硬直化が懸念されている。

こうした国・地方を通じた厳しい財政状況にあって、本市には、限られた財源の下、社会経済情勢の変化に機動的に対応し、多様化する市民ニーズに的確に応えながら「元気な秋田市」づくりを実現することが期待されているものであり、「県都『あきた』成長プラン」(第12次秋田市総合計画)の推進と「県都『あきた』改革プラン」(第5次秋田市行政改革大綱)の実施を通じ、全庁一丸となって、これまで以上に厳しい施策・事業の取捨選択に取り組んでいく必要がある。

平成24年度の財政状況の見通しは、歳入では、評価替えに伴う固定資産税の減少に加え、震災の影響や景気の低迷により法人市民税の回復が見込めないことなどから、23年度当初予算額と比較して、市税収入で約9億円の減収を見込んでおり、この結果、歳入一般財源が前年度より減額となるなど、引き続き財源不足が生ずるものと想定している。

歳出(一般財源ベース)では、「県都『あきた』定員適正化プラン」(第4次定員適正化計画)の推進により人件費が減となるものの、高齢化の進行、景気や雇用情勢の悪化等により扶助費が大幅に増となる見込みである。さらに、繰出金などの経費も増となる見込みであることから、これらの義務的な経費は、23年度当初予算額と比較して約7億円増加する見通しである。また、政策経費では、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、本市の成長を実現するための成長戦略事業を始め、現在始動している大規模事業に要する経費について予算を確保する必要がある。

そのため、平成24年度当初予算編成にあたっては、20億円を上限に基金を取り崩すほか、多額の臨時財政対策債の発行などにより財源不足を吸収する方針であるものの、今後の財政運営に支障が生じないようにするためには、政策経費および経常経費に配当する予算の削減は避けられない状況となっている。

なお、現段階においては、東日本大震災の復旧・復興対策にかかる影響や政府・与党の政策の動向など、未だ不確定な要素も多くあることから、今後の国の動向により柔軟かつ機敏に対応していく必要があるものであり、各部局においては、情報収集を進めながら適切な対応を図られたい。

第2 予算編成の基本的な考え方

平成24年度当初予算編成においては、上記の財政見通しを踏まえ、全ての事務事業において徹底した見直しを図るとともに、市民生活に必要なサービス水準を保ちながら新たな市民ニーズにも的確に応えるため、以下の考え方により財源の効果的・効率的な活用に取り組むこととする。

1 総合計画と行革大綱の推進

「県都『あきた』成長プラン」に位置付けた施策・事業を着実に推進し、市勢の発展と市民福祉の向上に傾注するとともに、「県都『あきた』改革プラン」に掲げた取組を着実に実施し、将来にわたり持続可能な財政構造を構築するよう、最大限の努力をすること。

2 施策・事業の検証と財源の捻出

施策・事業の検討に際しては、補助金や市債等の特定財源の有無にかかわらず、必要性、有効性、経済性、効率性の観点から、その妥当性等を十分に検証するとともに、事務事業評価の最終評価結果に基づき、改善や見直しを積極的に進めること。

また、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、既存事業の徹底した見直しによって、その財源を捻出すること。

3 通年型予算の徹底

歳入に繰越金と基金繰入金を見込み、成長戦略事業を含む政策経費にかかる一般財源の所要額を最大限確保していることから、年間の所要額を精査して積算すること。

したがって、国の制度改正により予算補正を行う必要が生じた場合等を除き、年度途中での補正予算は原則として認めないので留意すること。

4 歳入の確保

自主財源を確保するため、市税および税外収入の収納率向上を図るほか、新規財源の開拓について積極的に取り組むこと。

5 市債の抑制

市債発行額の増加は、後年度の元利償還の負担増につながり、財政運営の硬直化を招く要因となることから、全会計において市債発行の抑制に努めること。

第3 個別事項

1 歳入

- (1) 国・県支出金等の制度を最大限に活用し、財源確保に努めること。
なお、国・県の予算編成の動向を十分に見極め、年度途中で不足が生じることはないよう適正に見積もること。
- (2) 使用料・手数料については、一部の施設において、受益と負担の適正化に基づく使用料の見直しを行ったところであるが、これら以外の使用料・手数料についても、引き続き受益の度合い等を十分検証し、適正化に向けた取り組みを進め、費用負担の確保に努めること。
- (3) 市債については、原則、後年度交付税措置されるものに限ること。
また、起債制度の変更および地方交付税制度の見直しにより、起債対象や充当率、交付税対象の変更が考えられることから、計上にあたっては十分注意すること。
なお、交付税措置がある市債であっても、事業内容や将来の本市財政に与える影響等を踏まえ、適正な規模とするための調整を行う。
- (4) 新規財源の獲得のため、冊子、パンフレット、封筒等の印刷物、庁舎、公用車等への広告の掲載、広告板の設置等に積極的に取り組むこと。
- (5) 行政財産として利用の見込みの低い市有地等については、売却等を積極的に推進すること。

2 歳出

- (1) 市民サービスに直接影響のない管理的経費については、徹底した見直しと削減を行うこと。
- (2) 普通建設事業については、事業の必要性や効果、コストの縮減、事業箇所の優先順位等を総合的に検討し、見積もりを行うこと。
特に、大規模事業については、本市の財政に与える影響が大きいことを十分に認識し、部局内において年度間調整等を行ったうえで、予算要求すること。
- (3) 補助金については、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査し、明確な基準のもとで整理を行うこと。
また、交付先における補助金の用途や異なる機関からの重複受給の有無等、実態を正確に把握したうえで、予算要求すること。
- (4) 委託料については、積算根拠や委託手法等の見直しを行い、委託料の削減に努めること。
特に、随意契約している委託業務については、一般競争入札への切り替えを積極的に進めること。一般競争入札への切り替えができない業務についても、削減手法の検討を行うこと。

- (5) 市有施設については、必要性、事業効果等を総合的に検証し、財産の売却、譲渡、転用、廃止を積極的に進めるとともに、維持管理費等について見直しを行い、経費の縮減を図ること。
- (6) 複数年にわたる施設の改修等を行う場合は、概算の計画額を盛り込んだ全体計画を作成のうえで、予算要求すること。
- (7) 執行時において安易に経費の流用を行うことのないよう、事業の精度を高め適切な積算を行い、予算要求すること。
- (8) 複数の部局にかかわる事務事業への対応については、連携推進官を中心に部局間相互で緊密に連絡を取り合い、十分な調整を行ったうえで見積もりを行うこと。
- (9) 特別会計および公営企業会計への繰出金については、独立採算の原則に基づき、安易に一般会計からの財政援助に依存しないよう、基準内外を問わず歳入歳出全般にわたり見直しを検討すること。

3 予算要求方法

(1) 経常経費

- ア 経常経費は、平成23年度と同様に部局枠配分を行う。燃料費以外の一律削減率を一般財源ベースで前年度比 3%としたので、部局枠配分額の範囲内で予算要求すること。
- イ 平成23年度から供用を開始した新規施設の維持管理経費等は一件査定を行うので、実績等を踏まえ、要求額が過大にならないよう十分精査すること。
- ウ 受益と負担の適正化に伴う市民サービスの向上に要する経費（経常的な維持管理経費を除く。）については一件査定を行うので、料金改定による増収の範囲内で予算要求すること。
- エ 受益と負担の適正化に伴い大幅な減収が見込まれる課所室については、その分を部局枠配分に加算する。ただし、見積もりの結果、加算額に余剰が生じた場合は精算するものとする。

(2) 政策経費（成長戦略事業枠）

- ア 成長戦略事業は、中間行政経営会議において成長戦略事業に位置づけられた事業とし、一件査定を行う。予算要求にあたっては、会議における指示事項を反映させるとともに、要求額が過大にならないよう十分精査すること。
- イ 当初予算の見通しにおける一般財源所要額は、前年度と同額程度を見込んでいる。平成23年度からの継続事業があることから、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、政策経費全体の事業の見直しによって、その財源を捻出すること。
- ウ 中間行政経営会議において、実施が不相当と判断された事業の要求は認めない。

(3) 政策経費（上記以外の政策経費）

ア 当初予算の見通しにおける一般財源所要額は、終了事業や自然減事業を除き前年度比 10%と見込んでいることから、予算要求にあたっては十分留意すること。

イ 平成23年度は部局枠配分を行ったが、平成24年度は一件査定を行い、すべての事業をゼロベースから見直すこととする。

ウ 特段の理由がない限り、各事業の予算要求額（一般財源ベース）は、平成23年度当初予算（一般財源ベース）を上回らないこと。

(4) 義務的経費

人件費・措置費・公債費は、実績等を踏まえ適正に見積もること。

(5) 準義務的経費

特別会計繰出金・企業会計繰出金・その他は、実績等を踏まえ適正に見積もること。

第4 その他の事項

1 資料等について

予算査定資料の変更点・確認事項等の参考資料については、必要に応じ別途送付する。

2 今後の日程（予定）

予算案提出期限	平成23年11月18日（金）
財政課担当査定	平成23年11月18日～12月上旬
財政課長査定	平成23年12月上旬～12月下旬
企画財政部長査定	平成24年1月上旬～1月中旬
市長査定	平成24年1月中旬～1月下旬